

(仮称)京丹波町森づくり基本計画策定業務 参考仕様書

1 業務名 (仮称)京丹波町森づくり基本計画策定業務

2 契約期間 契約の日から平成25年3月22日まで

3 本業務の目的

京丹波町は、古くから京都府の林業を支えてきた地域であったが、戦後からの木材不況により基幹産業としての林業は衰退し、林家の森林への関心が年々薄くなるとともに、近年では担い手不足の問題も顕著化しています。

このような中で、持続可能な森林経営の実現と森林資源活用の取り組みなどによる次世代に向けた森づくりをめざし、基本計画を策定することを目的とします。

なお、計画期間は平成25年度から10年間とします。

4 (仮称)京丹波町森づくり基本計画策定業務

(1) 京丹波町の現況等の整理

以下の項目及び各種データの調査・分析を行い、現状及び課題の整理を行う。

- ・町の概要、社会経済的特性や地域内産業資源等の把握
- ・京丹波町森林整備計画及び町の振興計画の把握
- ・森林・林業に関する国及び府の政策等の動向の把握

(2) 関係機関、林業関係者等へのヒアリングの実施

(3) 林業関係者へのアンケート調査の実施

(印刷費、封筒作成費、郵送費用は町負担)

(4) 策定委員会等の会議運営支援 (5回)

会議資料の原稿データの作成、出席、運営補助、会議録(要旨)作成等

(5) 計画の立案

基礎資料、検討事項、データ分析、ヒアリング等各種調査などの結果を総合的に勘案し、国・府の森林施策の方向を踏まえ、計画を立案する。

(6) 計画書の作成

編集、校正作業等

(7) 計画概要版の作成

デザイン、編集、文章作成、校正・色校正、修正作業等

(8) 計画書等成果品の作成業務

①計画書作成

用紙：A4判

印刷：カラー刷り

部数：10部

②概要版作成

頁数：8ページ程度

用紙：A4判

印刷：カラー刷り

部数：10部

③各種電子データ作成

上記計画書関連の電子データ一式を CD-ROM などの電子媒体に記録し納入する。

5 その他

参考仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。

参考業務上知り得た行政及び個人の情報等を町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩、複写、閲覧、譲渡等してはならない。

以上